

令和7年10月農業委員会定例会議事録

日時	令和7年10月20日（月）午後1時30分～午後2時28分	
場所	さぬき市役所3階301・302	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1～5号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第6～10号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第11～12号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第13～15号)
日程第6	農業振興地域整備計画変更の答申について	(会長提出議案第16～23号)
日程第7	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第24号)
日程第8	地域計画変更申出について	
日程第9	その他	
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 真田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 白川良一 9 林 文夫 10 藤井 修 11 横村浩二 12 十川隆行 13 寒川孝志 14 戸田修治 15 長田禎二 16 細川和美 17 岩澤佳宣(会長職務代理者) 18 芳竹和政(会長)	
欠席委員	なし	
事務局	蓮井敏彦事務局長 大丸伸二副主幹 松本美佳係長 山本泰平主査	
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西渕健一農地集積専門員	
傍聴者	なし	

事務局

令和7年10月の農業委員会定例会を開催致します。
会長、お願ひします。

議長（会長）

改めまして、皆さん、こんにちは。先月は視察研修ということで出席いただきまして、ありがとうございました。向こうもグリーンファーム、僕らと同じ名前ですけど、グリーンファームというところへ視察研修に参りました。立派な成績というか経営をなさっておられて、条件的にはこっちと比べものにならないぐらいの条件で事業をやっておられたということで、大分参考にはなったと思います。

また、明日には国の総理大臣が決まりそうでございます。多分、高市総理大臣になるのではなかろうかなと思っております。それはそうとして、農林大臣が誰になるか。今までのよう農家に関係ない人が農林大臣になっても、あんまり農家のことが分からぬのでないかなと。希望としましては、地方出身者の国会議員の方に農林大臣になってほしいなというのが私の率直なる意見でございます。

それでは、ただいまより議事を進行させていただきます。

なお、本日提案致します案件については事前に各地区で現地確認し、調査していただいていると思ひますので、よろしくお願ひ致します。

さて、本日の出席は18名中18名の出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、全員の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員の決定ですが、私のはうから指名致します。それでは、14番 戸田委員さん、15番 長田委員さんにお願い致します。

では、本日の日程にそって進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、事務局より諸報告を報告させていただきます。

お配りしています別紙A4の資料1ページ、農地法第18条第6項に基づく通知についてをご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、2件受理しています。

報告第1号、貸人、●●●、●●●●●●●●●●●●●●●●様、借人、●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●他2筆です。解約理由は借人の要望です。

続きまして、報告第2号、貸人、●●●●●●、●●●●様、借人、●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番です。解約理由は貸人の要望です。

次に、別紙A4の資料2ページの使用貸借終了農地返還通知をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、9件受理しています。

報告第1号、報告第2号は農地機構を介した合意解約となります。報告第1号、貸人、●●●●●●、●●●●●様、報告第2号、借人、●●●●●様、申

請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●他1筆です。解約理由は借り手の都合です。

報告第3号、貸人、●●●、●●●●●●●●●●●●●様、借人、●●●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●番●他1筆です。解約理由は借り手の都合です。

次に、報告第4号、報告第5号は農地機構を介した合意解約となります。

報告第4号、貸人、●●●、●●●様、報告第5号、借人、●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●番です。解約理由は売買のためです。

次に、3ページをご覧ください。

報告第6号、報告第7号は農地機構を介した合意解約になります。報告第6号、貸人、●●、●●●●様、報告第7号、借人、●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●番です。解約理由は売買のためです。

報告第8号、報告第9号は農地機構を介した合意解約となります。報告第8号、貸人、●●●●●、●●●●様、借人、●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●番他3筆です。解約理由は売買のためです。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

事務局の報告が終了致しました。

日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第5号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局

今月の3条の案件は5件ございまして、面積は6,417m²の6筆です。

それでは、個別の案件についてご説明します。議案書1ページを開いてください。

会長提出議案第1号、地区番号3、受付年月日、令和7年9月30日。譲渡人、●●、●●●●様、譲受人、●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目とともに田、地積は1, 731m²です。譲渡人の申請事由、相手方の要望、譲受人の申請事由、経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は23, 832m²、受人従事数は2人です。資料につきましては1ページになります。

申請地は、●●●●より南東へ約700mに位置しています。申請地の耕作計画として、ブドウの栽培を予定しています。

続きまして、会長提出議案第2号、地区番号3、受付年月日、令和7年9月30日。譲渡人、●、●●●●●様、譲受人、●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積は640m²です。譲渡人の申請事由は高齢化による経営縮小、譲受人の申請事由は経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は4,271m²、受人従事数は2人です。資料は2ページになります。

申請地は、●●●●●●●より南西へ約230mに位置しています。申請地の耕作計画は水稻を予定しています。

続きまして、会長提出議案第3号、地区番号3、受付年月日、令和7年9月30日。譲渡人、●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積は270m²です。譲渡人の申請事由は農業廃止、譲受人の申請事由は経営規模の拡大です。権利につきましては所有権の移転を伴うもので、経営面積は4,500m²、受人従事数は1人です。資料につきましては3ページになります。

申請地につきましては、●●●●●●●●より北西へ約1,000mに位置しています。申請地の耕作計画として水稻を予定しています。

続きまして、会長提出議案第4号、地区番号4、受付年月日、令和7年9月30日。譲渡人、●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番他1筆です。台帳地目、現況地目ともに田、地積は3,203m²です。譲渡人の申請事由は労働力不足、譲受人の申請事由は経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は10,376m²、受人従事数は1人です。資料につきましては4ページになります。

申請地は、●●●●●から東へ約600mと1,100mに位置しています。申請地の耕作計画として水稻を予定しています。

続きまして、会長提出議案第5号、地区番号5、受付年月日、令和7年9月30日。譲渡人が●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目、現況地目ともに田、地積は573m²です。譲渡人の申請事由は農業廃止、譲受人の申請事由は経営規模の拡大です。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は9,558m²、受人従事数は1人です。資料につきましては5ページになります。

申請地は、●●●●●より南東へ約1,300mに位置しています。申請地の耕作計画として水稻を予定しています。

以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員からお願いします。

林文夫委員

第1号議案ですけども、13日の月曜日に推進員とともに見てまいりましたが、ブドウの栽培ということで●●さん頑張っておりますけども、どんどん広がっておりますけども、ちょっと大丈夫かなと一瞬だけ思いましたけども、特に問題はないと思います。

大塚ノブ子委員

第2号議案についてご報告致します。私たち10月18日に現地確認を行いました。それで、●●さんの経営規模の縮小と●●さんの経営規模拡大の条件が合い、この田が整ったと思います。私たち言うことありませんので、よろしいのではないかと認めることにしました。よろしくご審議お願いしま

す。

続いて第3号議案について、これも10月18日に現地確認を行いました。●●さんと●●さんの間の話合いで譲り合うことがまとまったんだろうと思います。近頃は農業廃止という言葉がたくさん聞かれるんですけど、寂しい思いがしますけれども、これも●●さんが引き継いで農業をしてくれるので、よろしいのではないかと認めることにしました。よろしくご審議お願い致します。

議長（会長）

続いて、●●地区、よろしくお願ひします。

十川隆行委員

第4号議案の●●●●さんのお話ですけども、別段問題ないかと思います。よろしくお願ひします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員

5号議案は昨日みんなで現地確認しました。●●●●の●●のすぐ東側で、一番奥の田んぼやろうと思います。特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第1号から第5号につきましてお諮りします。議案第1号から第5号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第1号から第5号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第6号から第10号までを議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局

それでは、会長提出議案第6号から第10号の非農地証明願いについて説明します。

今回の非農地証明案件は5件です。対象農地は9筆で、合計面積は2,165m²です。

それでは、個別案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第6号、地区番号2、受付年月日、令和7年9月30日。申請人、●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番

です。台帳地目は畑、現況地目は雑種地で、地積は94m²です。申請理由につきましては、平成15年頃から狭小であった農地の耕作を放棄し、現在は近接の土地の所有者が代表を務める会社に貸出して、石材置場として利用されています。資料につきましては6ページから7ページをご覧ください。場所につきましては、●●●●●より東に約600mに位置しています。

次に、会長提出議案第7号、地区番号3、受付年月日、令和7年9月30日。申請人、●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。台帳地目が田、現況地目が宅地、建築面積は32.76m²で地積は98m²です。申請理由につきましては、昭和40年代には既に木造の農業用倉庫が建築されており、平成17年頃に老朽化のため鉄骨造りの農業用倉庫を新築したものであります。お手元の資料8ページから9ページをご覧ください。場所につきましては、●●●●●より南東に約900mに位置しています。

次に、会長提出議案第8号、地区番号3、受付年月日、令和7年9月30日。申請人、●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他3筆です。台帳地目は畑、現況地目が山林、地積は1,609m²です。申請理由は、平成元年頃から前所有者が高齢に伴い畑の維持管理が難しくなり、隣接する山林と一体となって山林化し、現在の状況となりました。お手元の資料につきましては10ページから11ページをご覧ください。場所につきましては、●●●●●より南に約1,600mに位置しております。

次に、会長提出議案第9号、地区番号4、受付年月日、令和7年9月30日。申請人、●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目が田、現況地目が雑種地、地積は183m²です。申請理由につきましては、農地の保全及び利用増進のために必要な農道、耕作道として利用しています。資料につきましては、お手元の資料12ページから13ページをご覧ください。場所につきましては、●●●●●●●より北西に約450mに位置しております。

続きまして、会長提出議案第10号、地区番号5、受付年月日、令和7年9月30日。申請人、●●●●●、●●●●●様、申請地は●●●●●●●●●●番●他1筆です。台帳地目が畑、現況地目は雑種地で、建築面積は18m²で、地積は181m²です。申請理由として、平成5年に畑の一部が土地改良事業で市道となりまして、残地を農機具置場として利用しています。資料につきましては14ページから16ページをご覧ください。場所につきましては、●●●●●より北東に約1,400mに位置しております。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員から報告をお願いします。

松岡浩二委員

第6号議案なんですが、10月19日に全員で現地確認を行いました。図

面にもありますとおり狭小な農地で、そもそも作れるような状況でもなかつたので、事務局が説明したとおり石がたくさんあります、もうこれで問題ないと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願い致します。

林文夫委員

第7号議案で、13日月曜日に推進委員とともに確認してまいりましたけども、説明があったとおりありました。

大塚ノブ子委員

第8号議案についてご報告致します。私たち10月18日に現地確認を行いました。それで、この4枚の元畠なんですかけれども、車を下りてすぐに道路から見たんですけれども、あまりにも大きな雑木と竹が生えていて、これは到底元の状態にはなるのは無理だろうということを判断しました。それで、入っていくというけども、なかなか入っていけるような道がなかったんです。それで、外から眺めただけで山だと判断致しました。よろしくご審議お願ひします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員

第9号議案です。農地の耕作道ということで、書いておるとおりです。よろしくお願ひします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員

10号議案ですが、●●●を上へあがってしもて、●●●●●のところを左へ入った山の奥の、端ではないと思いますけども、すごいところで、平米数も18m²ということで、特に問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第6号から第10号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

ないようですので、議案第6号から第10号につきましてお諮りします。議案第6号から第10号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第6号から第10号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提

出議案第11号から第12号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局から説明をお願い致します。

事務局

今月の4条の案件は2件ございまして、面積にして361m²、2筆です。議案書3ページからでございます。

会長提出議案第11号についてご説明します。申請人、●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに畠、地積155m²。転用目的、宅地拡張。工事着完予定年月日、令和7年12月1日から令和8年11月30日。農地区分、第2種農地。無断転用是正の上、新しく住宅を建てる申請案件です。資料は17から18ページで、位置図を17ページに掲載しています。

申請地は、●●●●●●●●の北約1kmに位置しております。申請地は、昭和56年頃に住居を建築した際に、畠の一部を造成していたものです。このたび既存の住居を取り壊し、新たに農家住宅を新築するに当たり、無断転用していたことが発覚したため、是正を兼ねた転用の申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第12号についてご説明します。申請人、●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●番●、台帳地目、田、現況地目、宅地、地積206m²。転用目的、農家住宅。工事着完予定年月日、昭和49年1月1日から昭和49年12月31日。農地区分、第2種農地。無断転用是正の申請案件です。資料は19から20ページで、位置図を19ページに掲載しています。

申請地は、●●●●●の南西約1.3kmに位置しております。申請地は、昭和49年1月から昭和49年12月の間に、農家住宅の宅地拡張として転用許可を受けずに造成しておりました。このたび無断転用が発覚したため、是正の申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員から報告をお願いします。

山下加代子委員

第11号議案ですが、15日に現地確認に行ってまいりました。崖つ縁で、もういいんでないかと思います。よろしくお願いします。あんまりもう、家いうて、倉庫が建つとるし畠も元に戻らんし、それに、もう下で住みようと思うんや。家の、母屋のことその無断転用しとるとこいうたら、物すごい崖になっとるんです。ほんじやけに、よろしくお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員 第12号についてご報告致します。私たち10月18日に現地確認を行いました。ただいま事務局から丁寧な説明がありましたけれども、そのとおりです。無断転用の是正ということで、私たちはよろしいのではないかと認めることにしました。よろしくお願ひ致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第11号から第12号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようですので、議案第11号から第12号につきましてお諮りします。議案第11号から第12号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第11号から第12号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第13号から第15号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局 今月の5条の案件は3件ございまして、面積にして1,545m²、3筆です。議案書4ページからでございます。

会長提出議案第13号についてご説明します。譲渡人、●●、●●●●●様、譲受人、●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積498m²。転用目的、分家住宅。工事着完予定年月日、令和7年12月15日から令和8年12月14日。権利、使用貸借権設定、農地区分、第2種農地。本年6月に農振除外の審議をした案件です。資料は21から22ページで、位置図を21ページに掲載しています。

申請地は●●●●●の南西約1.3kmに位置しております。譲受人は現在住んでいる借家が手狭となってきており、このたび、将来的に両親の介護や農作業を手伝う必要があることから、両親の住居の近くで父が所有する農地に分家住宅を建築したく、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第14号についてご説明します。譲渡人、●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積546m²。転用目的、駐車場用地。工事着完予定年月日、令和7年12月1日から

令和8年2月28日。権利、賃借権設定、農地区分、第2種農地。資料は23から25ページで、位置図を23ページに掲載しています。

申請地は●●●●●●●●の南西約150mに位置しております。譲受人は改築を予定している店舗の周辺地において職員の駐車場用地を探していたところ、本申請地が店舗に隣接しており利便性がよいことから、申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第15号についてご説明します。譲渡人、●●●、●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積501m²。転用目的、貸住宅用地。工事着完予定年月日、令和8年1月5日から令和8年11月30日。権利、所有権移転売買。農地区分、第2種農地。資料と致しましては26から27ページで、位置図を26ページに掲載しています。

申請地は●●●●●●●の西約550mに位置しております。譲受人には孫がおり、その家族は現在借家に住んでいます。借家は手狭となってきており、孫家族は両親の近くで生活できる新たな住居を探していました。そこで、譲受人は立地や規模を勘案すると妥当な本申請地を孫家族への貸住宅用地としたく、転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上です。

議長（会長）

事務局の説明が終了致しました。本議案につきまして、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員

第13号議案についてご報告致します。私たち10月18日に現地確認を行いました。これは分家住宅ということで条件がつくことから、よいのではないかと私たち判断致しました。よろしくお願ひ致します。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員

第14号議案、●●●●●●の駐車場。農地としては非常に条件のよくないところを駐車場に借っていただく、大変ありがたいことです。よろしくお願ひします。

次、第15号議案、これも、分家ではないんやけど孫の家を建てるところもまたよろしいのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号から第15号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）	それでは、議案第13号から第15号につきましてお諮りします。議案第13号から第15号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第13号から第15号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。
	続きまして、日程第6 農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第16号から第23号までを一括上程致します。
	それでは、事務局、説明をお願い致します。
事務局	今回の農業振興地域整備計画変更の答申についてご説明致します。議案書5ページをお開きください。 今回は、農用地区域からの除外が8件で、対象農地は9筆、面積が3,768m ² です。 それでは、農用地区域から除外する個別案件についてご説明させていただきます。 会長提出議案第16号、譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●、面積391m ² です。除外後の用途は貸駐車場用地です。申請地の位置でございますが、資料28ページ左側をご覧ください。●●●●●●●から南東約200mに位置しております。 会長提出議案第17号、譲渡人、●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●、面積319m ² です。除外後の用途は貸資材置場です。申請地の位置でございますが、資料30ページ左側をご覧ください。●●●●●●●から南西約400mに位置しております。 会長提出議案第18号、申請人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●。面積についてですが、備考欄に記載のとおり、917m ² のうち196m ² は既に除外済みであり、残りの農地721m ² のうち107m ² を除外します。除外後の用途は宅地拡張です。申請地の位置でございますが、資料32ページ左側をご覧ください。●●●●●●●から北約250mに位置しております。 会長提出議案第19号、譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●、面積391m ² です。除外後の用途は駐車場用地です。申請地の位置でございますが、資料34ページ左側をご覧ください。●●●●●●●から北約400mに位置しております。 会長提出議案第20号、譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●他1筆。面積についてですが、備考欄に記載のとおり、244m ² のうち196m ² は既に除外済み

であり、残りの農地の48m²を除外します。除外後の用途は資材置場です。
申請地の位置でございますが、資料36ページ左側をご覧ください。●●●
●●から北西約1.1kmに位置しております。

会長提出議案第21号、譲渡人、●●●、●●●●●様、譲受人、●●●
●●●、●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番、面積1,
214m²です。除外後の用途は特定建築条件付売買予定地です。申請地の位
置でございますが、資料38ページ左側をご覧ください。●●●●●駅か
ら南東約350mに位置しております。

会長提出議案第22号、譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●
●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●、面積797
m²のうち480m²です。除外後の用途は分家住宅です。申請地の位置でござ
いますが、資料40ページ左側をご覧ください。●●●●●から北約850
mに位置しております。

会長提出議案第23号、譲渡人、●●●、●●●●●様、譲受人、●●●、
●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●、面積818
m²です。除外後の用途は駐車場用地です。申請地の位置でございますが、資
料42ページをご覧ください。●●●●から北東約500mに位置しております。

説明は以上となります。

議長（会長） 事務局の説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●
●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願
いします。

●●地区代表委員からお願いします。

松岡浩二委員 第16号議案ですが、10月15日に全員で確認しました。畠なんですが、
もう駐車場になつとるような感じの状況でした。これ駐車場で利用していた
んだったらそれでいいんじゃないかなというふうな皆さんのお意見でした。特
に問題ないと思います。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員 第17号ですけども、これ狭い田んぼで、今までほとんど作っていません。
これを資材置場にするんだったらよろしいんじゃないですかということです。

第18号、●●●●さん、これも自分とこの田んぼの奥にハウスがあるん
ですけど、そっちへ行く道の無断転用だった、それを是正するということです
るので、問題ないと思います。

第19号、これも必要としとるとこへ田んぼをお分けするということで問
題ないかと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
戸田修治委員	20号議案は資材置場ということで無断転用のは正だと思いますが、別段問題ないと思います。 それから、21号議案は4軒のアパートみたいなのができます。
	それから、22号議案については分家住宅ということで、田んぼ半分ぐらい。
	それから、23号議案については駐車場ということで、4件とも特に問題があるとは思いませんので、よろしくお願ひします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第16号から第23号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、議案第16号から第23号につきましてお諮りします。議案第16号から第23号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第16号から第23号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 続きまして、日程第7 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第24号を議題とし、上程致します。なお、今月の議案で、議案書の整理番号15番から18番が●●委員、32番から36番が●●委員の関係議案となり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。 それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	それでは、会長提出議案第24号についてご説明致します。議案書につきましては6ページから10ページをご覧ください。農地の貸し借りについて、委員さん案件を除いた67件についてご説明致します。 貸付先は、個人が61件、法人6件となっております。設定する権利の種類は、使用貸借権が60件、賃借権7件で、そのうち賃借権7件の内訳と致しまして、1,498円が1件、2,000円が3件、2,169円が1件、3,000円が1件、68,093円が1件となります。期間につきましては、3年が3件、4年2か月が2件、5年が3件、6年が16件、7年が6件、10年が37件となっております。 利用内容については、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。地域計画の区域については、●●地区が1件、●●地区が2件、●●地区が3件、●●地区が6件、●●地区が3件、●●地区が3件、●●地区が11件、●●地区が13件、●●地区が25件となっております。 以上です。

議長（会長）	説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては件数が多く、時間もかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等がある場合は整理番号を指定の上、ご発言ください。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案書の整理番号15番から17番、32番から36番を除く議案第24号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
	それでは、議案書の整理番号15番から17番、32番から36番を除く議案第24号について原案のとおり認めることと致します。
	続きまして、●●委員の関係議案である議案書の整理番号15番から17番、●●委員の関係議案である32番から36番の審議に入ります。
	それでは、●●委員、●●委員の退席を求めます。
	(●●委員、●●委員 退席)
議長（会長）	事務局から説明を求めます。
事務局	それでは、会長提出議案第24号についての委員さんの案件は8件になります、権利の種類は使用貸借権が8件となっており、期間は10年が8件となっております。利用内容については、水稻、麦、露地野菜となっております。地域計画の区域は、●●地区が3件、●●地区が1件、●●地区が4件となっております。
	以上です。
議長（会長）	説明が終了致しました。質疑等はありませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいですか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認致します。 退席されている●●委員、●●委員の再入場を認めます。
	(●●委員、●●委員 着席)

議長（会長） 続いて、日程第8 地域計画変更申出について、農業経営基盤促進法に基づき農業委員会等への意見聴取を実施することとなっております。
それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 地域計画変更申し出についてご説明させていただきます。
今月の地域計画変更申出は10件です。
それでは、個別にご説明します。参考となる資料は一覧表の次のページから1ページずつつけておりますので、適宜ご参照のほどよろしくお願いします。
申出番号1番は農振除外、議案第16号でご説明させていただいた内容になりますので、割愛させていただきます。
申出番号2、資料2ページをご覧ください。申請人、●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●番●他1筆、地積646m²、転用目的、太陽光発電設備及び管理用駐車場用地。申請地と土地利用計画は記載のとおりとなっております。
申出番号3から申出番号9は農振除外、議案第17号から議案23号でご説明させていただいた内容になりますので、割愛させていただきます。
申出番号10は申出番号9の申請人に関する無断転用の是正の案件になります。申出番号10、資料10ページをご覧ください。申請人、●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●番●他5筆、地積109.07m²、転用目的、宅地拡張です。申請地と土地利用計画は記載のとおりとなっております。
以上です。

議長（会長） 事務局の説明が終了致しました。日程第8 地域計画変更申出について質疑等がありましたら発言を認めます。

どうぞ。

眞田幸隆委員 申出の2番と10番、これについては非農地証明願いとかはどうなるの。

事務局 今回、地域計画の変更の申出が上がっているという内容になるので、また2か月後に転用の申請が上がってくる予定となっています。非農地証明だつたりは特にありません。

眞田幸隆委員 いや、今回、1番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番はこれ議案の中、この中にあるじゃないですか。

事務局 はい。議案中の農振個別除外にあって、地域計画の変更申出にも出ているものは、現在、農振の農用地区域内にあるものですので、両方に出てきます。先ほどご指摘のあった2番と10番に関しては農振地区域内にないので、地域計画変更申出には出てきません。
青地ではなく白地の箇所になりますので、地域計画変更申出のみで出でてい

る形になります。

眞田幸隆委員

分かりました。

議長（会長）

ほかに何か質問ございませんか。

松岡浩二委員

2番なんんですけど、太陽光発電設備ってどんな感じで造るんですか。

事務局

ちょっと見えづらいかもしれないんですけど、2ページの右側のほうがカラー写真に公図を押し込んだような絵になっています。赤で囲んでいるところの●●●●番●。

眞田幸隆委員

ここらは香川用水の受益地。その場合は先に決済金を払わないかんの。香川用水の受益地。その場合、香川用水の決済金の支払い。まあ年によって違うけど、平米30万ほどか。それは先にするんか。

事務局

いや、決済金の話はちょっと農業委員会のほうには話が来ないので。

眞田幸隆委員

本来、転用とかがある分は先に決済金を支払いして、今度転用で入っていく。こういう場合はどうなるん。

事務局

転用のときに土地改良区の意見書を求めるときがあるので、多分そのときに香川用水の話とかが出てくるのかなと思つとるんですけど。

眞田幸隆委員

香川用水の決済金は改良区が会計するの。市のほうか。

事務局

市のほう。ただ、農業委員会のほうに香川用水の決済金で何か書類を添付するというのはないんです。時々あるのは、水利組合の同意書を取るときに、水利組合の方が香川用水の世話しとる人が多いので、そこで多分話するという話は時々聞くんですけど、そうでないと農業委員会の方に話が出てこんとは思うんですけど。ちょっとまた確認しておきます。

議長（会長）

ほかにございませんか。

眞田幸隆委員

通常、転用の場合は、土地改良事業しつたら、何年成約の何年払いといふんで、その受益地に相当する後年度のお金を全部払わなんだら転用できんじやないですか。それと同時に香川用水の受益、ため池であれば香川用水の受益には当たるので、その分の決済分を支払い、それが終わってから転用申請をしてくださいという話が前は来たと思うんです。そこらをどうしたらいいか。

事務局	●●●の●●のほうでも推進委員さんから別件でそんな話があったので。
眞田幸隆委員	香川用水から脱会するときに、その分の決済金を出さないかんのやけど、出さんのやいうて揉めとる。
事務局	そうそう、そうです。ちょっと確認させてもらつていいですか。また香川用水の担当と話をします。
議長（会長）	ほかにございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、日程第8 地域計画変更申出についてお諮り致します。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、日程第8 地域計画変更申出について原案のとおり認めることと致します。 続いて、日程第9 その他で、事務局からありましたらお願いします。
事務局	事務局からは、来月の定例会ですけども、11月20日本曜日13時30分からここで行いますので、よろしくお願い致します。
議長（会長）	農地集積専門員からは。
農地機構	ございません。
議長（会長）	以上をもちまして、令和7年10月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なる審議を頂き、御礼を申し上げます。
	（2時28分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・ 17名 反対委員・・・・・ 0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・ 17名 反対委員・・・・・ 0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・ 17名 反対委員・・・・・ 0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・ 17名 反対委員・・・・・ 0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について

賛成委員・・・・・ 17名 反対委員・・・・・ 0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・ 17名 反対委員・・・・・ 0名

・地域計画変更申出について

賛成委員・・・・・ 17名 反対委員・・・・・ 0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 14番

署名委員 15番